

埼玉県秩父高原牧場管理要綱

昭和四十八年四月一日制定

昭和五十四年三月二十三日一部改正

平成二年四月一日一部改正

(趣旨)

第一 この要綱は、埼玉県秩父高原牧場管理規則（昭和四十八年埼玉県規則第十五号）に定めるもののほか、埼玉県秩父高原牧場（以下「牧場」という。）の管理について必要な事項を定めるものとする。

(範囲)

第二 この要綱において牧場とは、畜舎、草地、事務運営施設並びにこれらの効用を全うするための関連施設及び区域の総体をいう。

(許可)

第三 乳牛の委託育成を許可するときは様式第一号の乳牛委託育成許可書を、乳牛の委託育成許可事項の変更を許可したときは様式第二号の乳牛委託育成許可事項変更許可書をそれぞれ交付し、育成乳牛又は育成肉用牛の譲渡を決定したときは様式第三号の育成乳牛等の譲渡決定通知書によりこれを行う。

(使用料の徴収)

第四 牧場が委託育成牛の乳牛（以下「委託牛」という。）にかかる牧場使用料の納入は、納入通知書件領収書（埼玉県財務規則様式第二十一号）によりこれを行うものとする。

(委託期間及び頭数)

第五 場長は、草生の状況等により、育成牛の委託を受けるべき期日並びに頭数を定めるものとする。

(家畜管理)

第六 場長は、委託牛並びに牧場において飼養する県有牛の健康管理を適正に行い記録するものとする。

二 場長は、牧場において飼養する県有牛及び委託牛の事故発生については「埼玉県秩父高原牧場乳牛等事故処理要領」の定めるところにより処理するものとする。

(草地管理)

第八 場長は、牧場の草地管理について、次の事項を記録する。

- ア 放牧地の放牧期間、放牧頭数、放牧方法。
- イ 採草地の採草期間、採草回数、採草量。

ウ 草地の肥培管理。

エ 有害植物の除去及び害虫の駆除。

(行為の許可)

第九 牧場において、次の行為をしようとする者（牧場内道路を通行する場合を除く。）は、あらかじめ場長の許可を受け、その指示に従わなければならない。

ア 研修・見学のため牧場内に立ち入ろうとし、又は施設を使用する場合。

イ その他の目的で立ち入ろうとする場合。

(行為の制限)

第十 場長は、次に掲げる者に対しては、入場を拒否し、又は退場を命ずることができる。

ア 伝染性疾病を感染させるおそれのある者。

イ 牧場管理を妨害し、危害を及ぼす行為をする者。

ウ 牧場において狩猟をする者。

エ 立ち入りを禁止した区域に立ち入っている者。

オ 許可なしに牧場を使用する者。

カ その他、管理に必要な指示に従わない者。